

生活保護における不適切な行為及びこれまでの対応

1 不適切な行為の概要

(1) ジャンパーについて

- 平成19年当時、生活保護担当職員有志で自己負担により揃いのジャンパーを作成した。以降、新たに生活保護担当となった職員は、希望者が当該ジャンパーを自己負担で購入し、特に冬場の訪問調査等の防寒用として着用するようになった。
- 平成29年1月16日、第三者より、不適切な表現が記載された当該ジャンパーを生活保護担当職員が着用しているとの情報を受け、事実確認が行われた。
- 経緯としては、平成19年7月5日、当福祉事務所において職員が切りつけられるという傷害事件が発生したが、業務量が多いことに加え、職員のモチベーションも低下していた状況にあったことから、不正受給を許さないというメッセージを盛り込みつつ、職員の連帯感を高揚させるために当該ジャンパーを作成することとなった。
- 当該ジャンパーに記載されている内容は、外部に向けたメッセージではなく、仕事が大変な職場であることから、自分達の自尊心を高揚し、当時の疲労感や閉塞感を打破するための表現であったとのことである。
- ジャンパーを購入した職員数は64名。



胸のエンブレム



背面のプリント

(2) ポロシャツについて

- 平成20年当時、夏季に着用できるポロシャツを作成した。以降、新たに生活保護担当となった職員は、希望者が当該ポロシャツを自己負担で購入し、夏季業務中に着用するようになった。

- 平成29年2月2日、第三者から、これまで報道されていたジャンパーの夏仕様があるとの情報を受け、事実確認が行われた。
- 経緯としては、平成19年にジャンパーを作成した流れの中で、引き続き職場の一体感や連帯感を高めるため、ポロシャツを作成してはどうかと職員有志の話し合いにより作成することになった。ポロシャツの色やデザインは各人の選択とした上で、チームとして業務に取り組もうとする一体感や連帯感を生むことを目的として、左袖に「SHAT」、「Team Hogo」の刺繍を施した。
- 購入した職員数は67名で、延べ購入枚数は116枚。

(3) 関連物品について

- 関係職員に対し、ポロシャツの着用禁止を周知するとともに、関連物品の報告を求めたところ、次の物品が存在することが、平成29年2月7日に判明した。

ア フリース（平成20年に4枚作成。単価は約3,000円）

イ 半袖シャツ（平成23年に1枚、平成24年に3枚作成。単価は約2,500円）

ウ 携帯ストラップ（平成25年に4個作成。単価は約800円）

保護係親睦会において異動職員に対する記念品として作成

エ マグカップ（平成26年に1個作成。単価は約2,000円）

保護係親睦会において異動職員に対する記念品として作成

オ マウスパッド（平成26年に5個作成。単価は約1,000円）

保護係親睦会において異動職員に対する記念品として作成

カ Tシャツ（平成26年に28枚、平成27年に26枚作成。単価は約2,500円）

職員有志の発案により、二人の職員が保護費支給日100回を迎えたことを記念してそれぞれ作成

キ ボールペン（平成28年に40本作成。単価は約1,000円）

職員が出産祝いのお返しの品として作成



ア フリース



イ 半袖シャツ



ウ 携帯ストラップ



エ マグカップ



オ マウスパッド



カ Tシャツ



キ ボールペン

2 これまでの対応

(1) 対応経過（平成29年）

- 1月16日 ・現在の生活保護担当職員及び平成19年度以降の生活保護担当者であった職員に対し、所有しているジャンパーの着用禁止を周知
 - ・加部副市長から、福祉健康部長、同副部長、生活支援課長、同副課長、同係長に対し厳重注意
 - ・加部副市長は、給料の10分の1を1ヶ月辞退
- 1月17日 ・記者会見（ジャンパーについて）
- 1月18日 ・企画部長名で市全職員に対し、「適正な業務の執行について」通知
- 1月19日 ・市長より、福祉健康部長、同副部長、生活支援課長の課長以下全職員に対し訓示
 - ・市長より、臨時部長会において全部局長に対し訓示
 - ・本市の全被保護者世帯に対し謝罪文を発送
- 1月20日 ・市ホームページに謝罪文を掲載
(広報おだわら2月1日号に謝罪文を掲載)
- 1月30日 ・小田原市議会厚生文教常任委員会に報告
- 2月 3日 ・関係職員に対し、所有しているポロシャツの着用禁止を周知するとともに、関連物品の報告を求める（2月7日、関連物品が判明）
- 2月 9日 ・記者会見（ポロシャツ及び関連物品、検討会の開催について）
 - ・所有している関連物品の使用禁止を周知
- 2月14日 ・全部局の職員を対象とした人権に関する研修会を開催
(2月17日も同様の研修会を開催し、合計の参加者は235名)
- 2月17日 ・本市人権施策推進懇談会を開催
- 2月20日～ ・全職員を対象とした本市生活保護行政に関するアンケートを実施
- 2月23日 ・小田原市議会厚生文教常任委員会に報告
- 2月28日 ・第1回生活保護行政のあり方検討会を開催

(2) これまでの改善等の取組

ア 制度周知内容の見直し

ホームページや保護のしおりといった制度周知内容については、改めて内部で検証し、憲法や生活保護法の制度にのっとり、見た方に誤解を与えることのないよう表現の見直しを行った。

イ 人権啓発研修会

全部局の職員を対象とした人権に関する研修会を2月14日及び2月17日に開催した。

講師：関東学院大学法学部 吉田仁美 教授（本市人権施策推進懇談会座長）

参加者：2月14日 114名、2月17日 121名

ウ 福祉事務所内研修

ケースワーカーとしての基本的知識に関する福祉事務所内研修を、3月2日に開催予定。

講師（予定）：菊池健志氏（実践ソーシャル塾長、元県職員）

エ 人権施策推進懇談会

小田原市人権施策推進指針に基づき、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に年4回開催している。不適切なジャンパーの着用等が発覚したことを受け、2月17日、経緯について報告し、意見交換等を行った。

オ 生活保護行政のあり方検討会

本市の生活保護担当職員が不適切な表記が記されたジャンパーを着用し業務に従事していたこと等を捉え、本市における生活保護行政についての検証と今後の改善方策を取りまとめるため、有識者の参画を得て、生活保護行政のあり方検討会を開催。

- ・検討会は、市長の下に開催し、市関係部局職員及び有識者が出席する。
- ・年度末までに4回の会合を開催し、検証及び改善方策の取りまとめを行う。
- ・検討会は、プライバシーに配慮しつつ原則公開とする。
- ・有識者は、学識経験者、元ケースワーカー、弁護士、元生活保護利用者等から選出し、意見を求める。